

2021年6月

再エネ海域利用法における公募手続の概要及び状況

弁護士 小林 英治 / 弁護士 吉田 菜摘子

はじめに

2019年4月に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(「再エネ海域利用法」)が施行されました。これにより、一般海域¹の占用に関するルール及び先行利用者との調整の枠組みが整い、一般海域での洋上風力発電設備の設置に関する統一的なルールが策定されることとなりました²。すでにいくつかの洋上風力発電所案件につき公募手続が行われており、国内外から多くの事業者、投資家及び金融機関等が日本における洋上風力市場に参入すべく活発に活動しています。

本ニュースレターでは、再エネ海域利用法における洋上風力発電の設置に関するプロセスの概要及び公募の状況を説明します。

1. 洋上風力の政策上の位置づけ

洋上風力発電は、低コストかつ大量に導入が可能であり、経済波及効果が大きいという特徴があることから、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、再生可能エネルギーの中でも特にその導入拡大が期待されている電源です³。

2020年12月15日付「洋上風力産業ビジョン(第1次)」において、政府は、年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW~4,500万kWの案件を形成することを洋上風力発電の導入目標として設定しました⁴。当該目標を実現すべく、案件形成の初期段階から政府や自治体が関与して、より迅速・効率的に風況等を調査し、適時に系統確保等を行うという「政府主導のプッシュ型案件スキーム(日本版セントラル方式)」の確立が検討されています⁵。

¹ 「一般海域」とは、領海及び内水のうち港湾区域その他個別法の定めのある区域以外の区域をいいます。

² 港湾区域での洋上風力発電設備の設置については、2016年7月に施行された改正港湾法に基づく占用公募制度により事業者選定及び公募占用計画の認定がなされます。

³ 洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会(2020年12月15日)「洋上風力産業ビジョン(第1次)」p2, https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/blue/002_02_02_01.pdf

⁴ 同書 p 4

⁵ 同書 p 6

2. 再エネ海域利用法の概要

再エネ海域利用法では、まず経済産業大臣及び国土交通大臣(「国」)が一定の海域を、洋上風力発電を行うべき「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」(「促進区域」)に指定し、公募制度により当該区域を占有して発電事業を行う事業者を選定し、FIT 価格も決定するという仕組みを取り入れています。再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定から FIT 認定及び占有許可までの手順の概要は以下の通りです。

- ① 国による促進区域の指定
- ② 国による公募占有指針の作成
- ③ 事業者による公募占有計画の提出
- ④ 国による事業者の選定と計画の認定
- ⑤ 選定事業者による FIT 申請/占有許可申請
- ⑥ 経済産業大臣による FIT 認定/国土交通大臣による占有許可

① 国による促進区域の指定

国は、自然的条件が適当であること、漁業や港湾利用等に支障を及ぼさないこと、系統接続が適切に確保される見込みがあること等の要件に適合した一般海域の区域を、洋上風力発電事業の実施のための促進区域として指定することができます(8条1項)。

促進区域を指定する際には、国は、あらかじめ当該区域を調査し(8条2項)、区域指定の案を公告(利害関係者は意見提出が可能)したうえで(8条3項、4項)、関係行政機関の長及び協議会の意見聴取(8条5項)を行います。協議会は、国、自治体の長、利害関係者、学識経験者等により構成されており、漁業関係者等の当該区域の先行利用者との調整のために大きな役割を果たしています(9条2項、6項)。

<促進区域の指定及び占有に関する公募の状況>

2019年12月に促進区域に指定された長崎県五島市沖は、2020年12月に公募受付期間が終了し、現在は公募占有計画の審査中です。

2020年7月に促進区域に指定された秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側・南側)、千葉県銚子市沖については、2020年11月から公募受付が開始し、本年5月に公募受付期間が終了しています。

2020年7月に新たな有望な区域として公表された秋田県八峰町・能代市沖を含む4か所については、協議会の設置や国による風況・地質調査の準備がなされています。

各区域の現在の状況は下表のとおりです。

促進区域				
	区域名	促進区域指定日	公募期間	備考
1	長崎県五島市沖 (五島市プロジェクト)	2019年12月	【終了】 2020年6月24日 ～2020年12月24日	・浮体式 ・固定買取価格 36 円/kWh ・最大受電電力 21MW
2	秋田県能代市、三種町 及び男鹿市沖	2020年7月	【終了】 2020年11月27日 ～2021年5月27日	・着床式 ・買取価格 29 円/kWh 以下(入札により決定予定) ・最大受電電力 415MW

3	秋田県由利本荘市沖 (北側・南側)	2020年7月	【終了】 2020年11月27日 ～2021年5月27日	・着床式 ・買取価格 29 円/kWh 以下(入札により決定予定) ・北側:の最大受電電力 373MW ・南側:最大受電電力は 357MW
4	千葉県銚子沖	2020年7月	【終了】 2020年11月27日 ～2021年5月27日	・着床式 ・買取価格 29 円/kWh 以下(入札により決定予定) ・最大受電電力は確保されている 系統容量(370MW 又は 187.2MW)
有望な区域⁶(公募開始は 2021 年以降)				
	区域名	有望な区域選定日	進捗状況	
5	青森県沖日本海(北側)	2020年7月	—	
6	青森県沖日本海(南側)	2020年7月	・第一回協議会(2020年12月25日)	
7	秋田県八峰町及び能代市沖	2020年7月	・第一回協議会(2020年11月17日) ・第二回協議会(2021年1月29日)	
8	長崎県西海市江島沖	2020年7月	・第一回協議会(2021年4月23日)	
既に一定の準備段階に進んでいる区域(公募開始は 2021 年以降)				
	区域名	既に一定の準備段階に進んでいる区域選定日	留意事項	
9	青森県陸奥湾	2019年7月	利害関係者の特定及び調整が必要である。	
10	秋田県潟上市及び秋田市沖	2019年7月	利害関係者の特定及び調整が必要である。	
11	新潟県村上市及び胎内市沖	2019年7月	系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。	
12	北海道岩宇及び南後志地区沖	2020年7月	系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。	
13	北海道檜山沖	2020年7月	系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。	
14	山形県遊佐町沖	2020年7月	系統の確保が必要である。	

② 国による公募占用指針の作成

国は、促進区域内の海域で発電事業を行うべき者を公募により選定するため、公募占用指針を作成します(13条1項)。公募占用指針には、占用区域、占用開始時期、出力量基準、参加資格、参加者が提供すべき保証金額、供給価格の上限額、FITの調達価格の決定方法、調達期間及び認定申請の期限、並びに事業者選定の評価基準等が定められます(13条2項)。

③ 事業者による公募占用計画の提出

公募に応じて洋上風力発電事業を実施しようとする者は、公募占用計画を作成し、国に提出します(14条1項)。公募占用計画には、占用の区域及び期間、発電事業の内容及び実施時期、発電設備の区分、構造、出力、維持管理方法及び撤去方法、工事の実施方法及び時期、供給価格、利用する港湾に関する事項、地元行政等との調整に関する事項、並びに資金計画及び収支計画等を記載します。

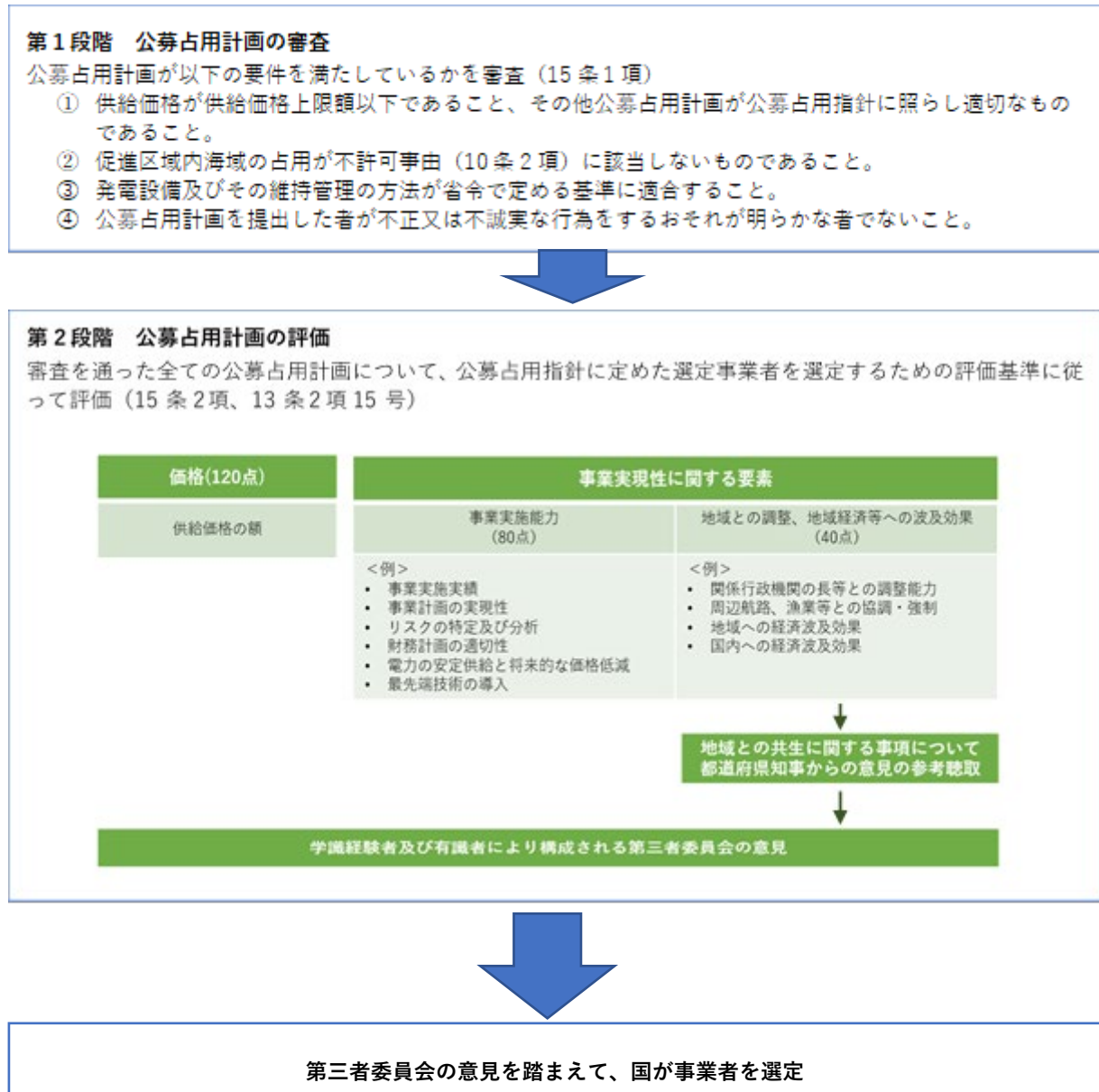
記載方法の詳細は、各促進区域の公募占用指針に記載されています。公募占用計画に形式上の不備や要件の不足があった場合や公募占用指針において示した事項以外の内容を含む場合には、当該計画が無効とされることがあるため、公募に応じる事業者は公募占用指針をよく確認する必要があります。

⁶ 「有望な区域」とは、既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域として国に選定された区域をいいます。

また、洋上風力発電事業の特性上、詳細な内容を示すことが困難である事項については、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能です。ただし、当該公募占用計画が認定された場合には、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出しなければなりません(18条)⁷。

④ 事業者の選定・計画の認定

促進区域で洋上風力発電を行うべき事業者の選定は、公募占用計画の審査及び評価のプロセスを経て行われます⁸。



⁷ 経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局(2019年6月)「一般海域における占用公募制度の運用指針」p17
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/operation.pdf

⁸ 経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局(2021年2月17日)「再エネ海域利用法の運用状況を踏まえた検討事項」p7参考 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/007_01_00.pdf

評価の配点は、各促進区域の公募占用指針に詳細が記載されています。価格に最大の配点が置かれてはいるものの、事業の実施能力及び地域との調整、事業の波及効果も評価の重要項目です。また、事業実施や地域との調整については実績が要求されており、実績がない場合には失格となります⁹。

国は、選定された事業者(「**選定事業者**」)が提出した公募占用計画について、占用区域及び占用期間を指定して、当該計画を認定します(17条1項)。

⑤ FIT 認定申請／認定

選定事業者は、公募占用指針に定められたFIT認定の申請期限(13条2項10号)までに、公募占用計画の内容に基づいてFIT認定を申請し、認定を得ます(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法9条1項)。

⑥ 占用許可申請／許可

選定事業者は、認定された公募占用計画に基づき占用許可を申請し、国務大臣による許可を得ます(19条2項)。なお、占用期間は最長30年間です(10条4項)。これは、発電所設置時の環境アセスメント、建設作業、事業実施期間(通常20年)及び発電所設備撤去の期間を合計した期間に少し余裕を持たせて設定されたものです¹⁰。

3. 今後の課題

再エネ海域利用法の制定により、一般海域における洋上風力発電設置のための統一的なルールが整いました。今般では、洋上風力案件形成を加速化させるため、地域調整、風況等の調査[、環境アセスメント]及び系統対策等を迅速・効率的に行う方策が政府¹¹により検討されています。また、近時の洋上風力発電所の部品の耐用年数が30年～35年程度であることに鑑み、どのような場合に再エネ海域利用法の占用許可の更新が認められるのか、基本的考え方を示すことの検討がなされています¹²。

再エネ海域利用法下での洋上風力発電所の設置は、先行案件がなく、また、運用状況を踏まえて日々新たに論点が発生する新しい分野です。洋上風力発電事業への参入に際しては、再エネ海域利用法の制度を理解し、各種ガイドラインや関連する会議体で議論されている論点も参考にしながら、入念な準備を行うことが重要です。

⁹ 同書 p10

¹⁰ 前掲注 7、p7

¹¹ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第7回)(2021年2月17日)(前掲注 8、pp17-48)。また、環境アセスメントについては、再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会(2021年1月21日、同年2月8日、同年3月11日及び同年3月25日)(http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=19)においても検討されています。

¹² 前掲注 8、p48

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 小林 英治(ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 吉田 菜摘子
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。